

令和8年度江東きっずクラブ児童指導員（会計年度任用職員）募集要項

令和8年2月13日
江東区教育委員会

江東区では、保護者が就労している世帯等の小学校1年生～3年生を対象とした学童クラブ機能をもつ江東きっずクラブB登録と、児童の放課後等の自主的な遊びの場・学びの場を提供する小学校1年生～6年生を対象とした江東きっずクラブA登録を実施しております。

今回、江東きっずクラブA登録およびB登録で勤務をする児童指導員（会計年度任用職員）を次のとおり募集いたします。

1 募集人数	若干名
2 勤務場所	きっずクラブ元加賀（白河4-3-19 元加賀小学校内） きっずクラブ香取（亀戸4-26-22 香取小学校内） きっずクラブ北砂（北砂1-3-33 北砂小学校隣） きっずクラブ辰巳児童館（辰巳1-1-36 辰巳児童館内） きっずクラブ東陽児童館（東陽5-16-13 東陽児童館内） きっずクラブ亀戸第三児童館（亀戸7-39-9 亀戸第三児童館内） きっずクラブ大島第二児童館（大島4-5-1 大島第二児童館内） きっずクラブ南砂児童館（南砂2-3-17 南砂児童館内） ※再度任用の時などに勤務場所が変更になる可能性があります。
3 求められる能力	(1)児童の考え方や行動を理解し、その健全な育成のために、正しい指導ができる。 (2)体力に自信があり、意欲をもって児童と接することができる。 (3)上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 (4)組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる。 ※資格要件あり（5 応募資格）
4 職務内容	(1)江東きっずクラブの運営スタッフの一員として、各きっずクラブの主任指導員（主任級）の指揮のもと、常勤職員と共にきっずクラブ利用児童の健全な育成を図るため、適切な遊び等の指導を行う。 (2)きっずクラブに在籍する特別支援児童の個々の状況に応じた安全への配慮や遊びの支援、日常生活の介助。 (3)その他、勤務時間内において正規職員に準じる職務を行う。 <業務内容の例> ・児童の安全管理、指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・運営日誌記入 ・連絡帳担当、保護者への連絡 ・保護者対応 ・行事の企画、運営 ・おたよりの作成 ・要配慮児童の介助
5 応募資格	<p>次のいずれかの資格を有する方、または採用予定日時点で資格取得見込の方。</p> <p>(1)放課後児童支援員の資格を有する方 (2)保育士の資格を有する方 (3)社会福祉士の資格を有する方 (4)教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する方 (5)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 (6)高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事経験がある方 (7)5年以上放課後児童健全育成事業に従事経験がある方 (8)前各号に規定する者と同等の資格を有すると区長が認めた者 ※(2)～(8)で採用する場合、採用後に放課後児童支援員の資格取得に必要な研修を受講していただきます。</p>
6 任期	<p><u>令和 8 年 4 月 1 日以降から令和 9 年 3 月 31 日まで</u> ※原則として、採用後 1 か月間は、条件付採用期間となります。 再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考のうえ、決定いたします。</p>
7 勤務形態	<p>●勤務日：平日（月曜日～金曜日）の 5 日間 ●勤務時間：13 時 15 分～19 時 15 分の間の 5 時間 ※ただし、学校休業日（春・夏・秋・冬季休業日及び都民の日・開校記念日等）は 7 時 45 分～19 時 15 分の間の 7 時間 45 分 ※所定勤務時間を超える勤務：有（業務の必要上やむを得ない場合）</p>

8 休暇	<ul style="list-style-type: none"> ●年次有給休暇 <p>※一会計年度内において、任用期間が 6 か月以上ある場合のみ。</p> ●その他、夏季休暇（有給）・産前産後休暇（有給）・慶弔休暇（有給）等。※任用期間に応じて取得出来る休暇が異なります。
9 報酬	<ul style="list-style-type: none"> ●報酬：時給 1,932 円（令和 8 年 2 月現在） <p>※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合有。</p> ●通勤手当：上限 55,000 円／月 <p>※ただし月途中の任用の場合は、任用開始月の通勤費は支給されません。また、距離や経路によっては支給要件があります。</p> ●期末勤勉手当 <p>※基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）前 1 か月以内に在籍し、かつ、一會計年度内において基準日までに発令されている任用期間が 6 か月以上あり、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満、かつ週当たりの勤務日数が 2 日以下でない者を対象に支給します。</p>
10 加入保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険
11 応募方法・ 申込期限	<ul style="list-style-type: none"> ●提出書類：会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付） <p>児童指導員確認シート 各種資格証、修了証明書、実務経験証明書等</p> ●応募方法：上記申込書を郵送または持参 ●申込期限：募集人数に達するまで ●郵送で申し込む場合：封筒の表に「江東きっずクラブ採用選考申込書在中」とご記入ください。 ●持参の場合：月曜日～金曜日の 8 時 30 分から 17 時まで受け付けいたします。

12 選考方法	<p>●一次選考</p> <p>選考方法：書面審査（会計年度任用職員申込書にて実施） 結果発表：合否に関わらず、書面審査から1～2週間後に電話もしくは文書にて通知</p> <p>●二次選考</p> <p>※一次選考の合格者を対象として実施。 選考方法：面接審査 ※第一次選考の結果からおおよそ1～2週間以内、江東区役所庁舎の会議室を予定（詳細は第一次選考終了後通知） 結果発表：合否に関わらず、書面審査から1～2週間後に電話もしくは文書にて通知</p>
13 注意事項	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者 (5) こども性暴力防止法（令和8年12月施行予定）に定めのある児童対象性暴力等の性犯罪履歴がない者 <p>※応募の際に性犯罪歴がない旨の申告があったが、実際には性犯罪歴があった場合は、内定取消事由として重要な経歴詐称に該当するものとみなします。</p>
14 申込場所・問い合わせ先	<p>〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区教育委員会事務局 地域教育課放課後支援係（本庁舎6階10番窓口） TEL 03（3647）9308（直通）</p>